

債権者各位

ご 報 告 (その5)

破産管財人 内 田 実

5月21日の第1回財産状況報告集会在近づいてまいりました。管財人団は、現在、集会に必要な報告書や収支計算書の取りまとめを行っています。

前回報告後の資産の換価状況についてですが、振興会グループ関係では、本社ビルの売却と明け渡しを終了し、長野県飯田市にあるかぶちゃん村（テーマパーク）、水晶山温泉ランド、バイオマス発電施設、熊本県球磨村にある小型のバイオマス発電機についても、売却が完了しました。また、長野県にある太陽光発電施設は現在入札中であり、大分県別府市にある地熱発電施設も関係先との協議が進んできました。

農園グループ関係では、長野県飯田市にある冷凍施設、倉庫、食堂、干し柿製造施設についてはその処分が完了し、九州など各地に点在するビニールハウスなどの施設・土地の売却も、一部を除いて終了しています。

以上のように、今回の集会までに資産の処分はかなり進む予定ですが、資産の処分代金（経費を差し引いた残金）は各破産会社の破産管財人名義の口座に保管しております。集会ではその金額とともに、配当の可能性があるか否かをご報告する予定です。

集会は5月21日午後2時から浜松町のメルパルクホール (<https://www.mielparque.jp/tokyo/hall/visitor/>) で開かれますが、既に破産手続開始決定を受け取っておられる方は、管財人としても債権者となる可能性のある方と認識しておりますので、集会に出席されなくとも不利益を受けることはありません。配当のできる可能性のある会社については、債権届出手続きに進みますので、その旨、改めてご通知を差し上げます。また、集会での報告の概要についてはこのホームページに掲載いたします。

集会は裁判所の主催で開かれ、管財人から各種の報告を致しますが、時間が限られていることもあり、出席者多数の場合には皆様からの質問にすべてはお答えできないこともあると思われまます。その際にはご容赦いただくようお願いいたします。管財人としても、報告を適切に行うべく努力いたしますが、皆様には集会の円滑な進行にご協力いただくよう、よろしく願いいたします。

以上